



3月に入り日ごとに春の陽気を感じられる季節になりました。弊所も確定申告で慌たしい日々をすごしておりましたが、無事今年も申告期限を迎えられそうです。また多くの企業が決算期となり、節目の季節かと存じます。

寒の戻りでまだ冬服も必要な日もありますので、体調に気を付けて桜の開花を待ちたいですね。

3月4月の給与計算に注意～子ども・子育て支援金制度～

3月には健康保険率の変更、4月には雇用保険料率の変更が毎年ありますが、今年はまだ一点気を付けなければならない点があります。それは**4月給与分から適用される「子ども・子育て支援金」**です。

子ども・子育て支援金は少子化対策の財源の一部であり、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなります。

健康保険（国保含）加入者全員に対して掛けられ、個人と企業の労使折半となります。

給与明細を作成する上で、これまでにない控除項目の新設となります。金額の反映や給与明細書への記載につき、適切に対応する必要があります。介護保険料と異なり年齢制限はないので**全員**が対象となります。

基本給	健康保険料	社保控除後計
諸手当	子ども・子育て支援金	所得税
課税支給合計	厚生年金保険料	住民税
非課税通勤費	雇用保険料	差引支給額
支給合計	社会保険料合計	



似た名称で既に企業が負担している「子ども・子育て拠出金」があります。どちらも少子化対策の財源として徴収されるものですが、負担する主体（企業か個人か）や導入の経緯が全く異なる別の制度となります。

子ども・子育て支援金は健康保険料と同様、医療保険の種類によって異なる為、済んでいる場所や勤務先で負担額が変わる可能性があります。今年度（4月から）の協会けんぽの場合は、全国一律で0.23%となります。

<制度の違い>

	子ども・子育て拠出金	子ども・子育て支援金 (New!)
開始時期	2015年～（現行）	2026年4月～
負担する人	企業（事業主）のみ	加入者全員（個人+企業）労使折半
徴収方法	厚生年金保険料と合算（会社負担）	医療保険料に上乗せ（給与天引き）
主な対象者	厚生年金に加入している企業	健康保険（会社・国保）加入者全員
目的	児童手当等の財源	加速化プラン（少子化対策の強化）

こども未来戦略「加速化プラン」 <拡充される（された）給付の中身>

- ① 児童手当の拡充（令和6年10月より※実施済み）
- ② 妊婦のための支援給付の創設（令和7年4月より※実施済み）
- ③ 出生後休業支援給付金（令和7年4月より※実施済み）
- ④ 育児時短就業給付金（令和7年4月より※実施済み）
- ⑤ **こども誰でも通園制度（令和8年4月より）**
- ⑥ **育児期間中の国民年金保険料免除（令和8年10月より）**

ほとんどの従業員の手取り額に影響するため、制度の目的や中身などについて、事前に周知しておくことが望ましいと思われまますが、個別に質問を受けたときにも適切な説明ができるように担当者は制度内容をしっかり理解しておくようにしましょう。

◆◆個人事業主の課税制度見直しのタイミング◆◆

個人事業主の皆様は令和7年度の確定申告も終わりを迎えた時期ですね。

令和8年税制改正で変更になった点もありますので、今後の消費税課税制度について確認させていただきます。

令和8年税制改正で、消費税の2割特例制度は、個人事業主に限り「3割特例」とする2年延長案が示されました。

2割特例の事業者が簡易課税を選択する場合、改正前までは、令和8年末日までに簡易課税制度の選択を行い、令和9年分から簡易課税か一般課税を選ぶ予定でしたが、3割特例利用可能期間が令和10年まで伸びたことで、簡易/一般課税の選択は令和11年分の申告から適用する事となったのです。また簡易課税制度選択の届出もその該当の申告期限までとなった事で、その判断は令和11年分の申告時に決定することができます。

<個人事業者の場合>

令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
-2割特例→	← 3割特例 →	← 特例なし →	

一般課税又は簡易課税

(令和8年税制改正案)

◆◆法人の課税制度見直しのタイミング◆◆

法人については3割特例の対象外となります。

令和8年9月30日の属する課税期間をもって特例の適用が終了するため、特例の終了後は、一般課税又は簡易課税制度いずれかの方式により申告を行う必要があります。

<法人(9月決算)の場合>

令和8年9月期	令和9年9月期	令和10年9月期	令和11年9月期
-2割特例→	← 特例なし (一般課税又は簡易課税) →		

(令和8年9月30日の属する課税期間ですので、他の決算月の場合は令和8年9月末日決算以後～の各月の決算で2割特例が終了となります)

○簡易課税選択届出書の提出期限が「確定申告期限まで」に

令和8年税制改正大綱に基づく改正が行われれば、「簡易課税制度選択届出書」の提出期限の延長は法人も認められますので、特例なしとなって一般課税と簡易課税どちらが有利か、判断が難しい場合でも、申告期限までに判断し届出書を提出すればいいこととなります。

例) 9月決算法人で簡易課税制度を適用する場合は、届出書を「令和9年9月期に係る確定申告期限(令和9年11月30日まで)」に提出すれば簡易課税認められます。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
細かな作業や確認が評価される月。焦らず丁寧な仕事を心がけると信頼がアップします。	発想力が光る月。思いついたアイデアは遠慮せず提案すると○。周りとの共有を忘れずに。	リーダーシップを求められやすい時期。周囲をまとめる役割が巡って来るかも。強引にならず意見を聞くと吉。	情報収集が運勢アップの鍵。新しい知識や方法を取り入れ、困ったときは一人で抱えず相談するとよいでしょう。



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお待ちしております。